

## 残響 『検証・司法制度改革Ⅱ 裁判員裁判と死刑廃止論を中心に』

萩原金美  
(本学名誉教授)

### 目次

- 1 はじめに
- 2 「論文もどき」というスタイルについて
- 3 頂戴した著書・論文等について
- 4 それ以外の最近の読書体験から
- 5 小畑清剛『障害者の生——法・福祉・差別の人間存在学』(2016, 萌書房)について
- 6 行政学者の法科大学院論——新藤宗幸「揺らぐ法科大学院, 責任はどこに?」『UP』523号(2016年5号)について
- 7 おわりに

### 附記 『検証Ⅱ』の誤記訂正について

#### 1 はじめに

本年(2016年)3月、『検証・司法制度改革Ⅱ 裁判員裁判・関連して死刑存廃論を中心に』(以下, たんに拙著または『検証Ⅱ』と略称)を上梓することができた。その刊行日は奇しくも私の85歳の誕生日であった。同書はその「はしがき」にも記したように, 半呆け老人の「論文もどき」の文集と称すべきものであり, おそらく私の遺著になる可能性が高い著作である。しかし, 私としてはこれで論文もどきを書くこと, 言い換えれば研究者もどきの生活を終わりにしたくない。裁判法学という学問の戦場の一老兵としてその一隅を死守したいのである。一平和主義者としては表現が不適切か? (拙稿「わが研究一回顧と展望?」『神奈川大学法学部50周年記念論文集』17頁参照)。それに他に大した趣味・道楽もない私としては, この

仕事以外に適切な消閑の方策を知らないのである。

私にはもはや通常の意味における論文を書く能力がないことはこれまでも繰り返し告白したところである。「論文もどき」と形容せざるを得ないゆえんである。しかし, 開き直りととられるかも知れないが, 私はこの論文もどきを書くことに一種の自負さえ覚えているのである。法律家とくに法曹の優れたエッセイは例えば『法曹』誌上で毎号のようにお目にかかることができる。それらに伍して読者が読むに値するエッセイを書くことは容易ではない<sup>1)</sup>。論文もどきとしてであれば, まともな著書・論文の間隙を衝いて多少は意味のあることを書けるのではないか, とも愚考するのである<sup>1-1)</sup>。

(拙稿を郵送しようとしている今朝の新聞(東京新聞2016年7月18日(月)朝刊)27面の宮子あずさ「本音のコラム 成長の果実」から注目すべき言葉が目飛び込んできた。「私は看護師という仕事柄, 老いや病気で人が衰える過程をたくさん見てきた。人間は盛りを過ぎてからが正念場, そんな感覚がある。」「人間は盛りを過ぎてからが正念場。」心を励まされる素晴らしい言葉だ。)

拙著を献呈した方々からは予想外に多数のお礼状を頂戴した。その中には私を考え及ばなかった思考を示唆・触発してくれたものが少なからずあった。また, お礼状とともにご自分の著

書・論文をお送り下さった方もかなりの数に達する。まことに有り難いことである。自分自身の頭の整理のために、本稿ではそれらを中心に若干の思考を展開してみたいと思う。また、最近の読書体験から得た裁判法の研究上有意義と思われるものについても言及することにする。なお、最後の6はもっぱら『検証Ⅰ』（以下、同書は『検証Ⅰ』と略称する）のテーマに関するが、ことの重大性・緊急性にかんがみ一言言及しておく必要を感じるので本稿に書き加えておきたい。

## 2 「論文もどき」というスタイルについて

畏友 A 氏（以下、言及する人を順次 ABC 順で表示する。その人の氏名の頭文字などとは無関係である）からは、内容的には積極的な評価をいただきながらも「ただ、高齢、老化、半呆けという類の断り書きが多すぎます（お気持ちは同年輩としてよく分かるのですが）。それでいて、書きたいことは書いておられるのですから。」というお叱りの言葉を頂戴した（氏は「苦言」といわれる）。

反論の余地のないご指摘だとは思ふ。ただ、私としては自分の気持をなるべく率直に表現すると、どうしても「半呆け」というような言葉を多用することにならざるを得ないのである。少なくとも後期高齢者の段階に達すると、一般的な老化はそれとして精神と肉体の状況はもう各人各様でかなりの差異があるように思われる。例えば、ほぼ同年輩の民事訴訟法学の泰斗新堂幸司氏は現役弁護士として大活躍しておられる。A 氏も記憶力の劣化など私ほどには進行していないのではあるまいか<sup>2)</sup>。

ところで、拙稿のスタイルに好意的と理解されるお手紙の中で、実に思考刺激的な二つのご意見に注目させられた。

一つは「わが国の本格的な司法ジャーナリズムの世界を切り開いているとの感動を覚えつつある」という評価である。もちろん過褒の言であるが、拙著がそれに少しでも役立っていると

すれば望外の喜びである。司法ジャーナリズムの重要性は私もかねて切言しているところであり（例えば、『検証・司法制度改革Ⅰ』10頁参照。法曹人口の飛躍的増大に伴い法曹の資格、経験を有するチャレンジングな若者がこの方面に進むことを鶴首して待ちたいと思う。この関係で注目には値するのは「法律探偵」と自称する川上英一弁護士（神奈川県弁護士会——本年（2016年）4月から「横浜弁護士会」から「神奈川県弁護士会」に会名変更）の著作である。

頂戴した小冊子は『川上英一法律探偵（商願2007-33249）「競争試験定員社会事件」』と題されている。取り扱っているのは弁護士人口問題であり、詳細な調査の結果として、日本の弁護士人口はフランス並みの弁護士数に達するまで足りない結論するが、その理由づけには随所に氏の創見がきらめいている。氏は東大教養学部教養学科の出身で、キャリア官僚をしながら独学で司法試験に合格した抜群の秀才かつ異能の人である（『検証Ⅱ』206-207頁参照）。ここに本格的な司法ジャーナリズムの新たな一つの進路が示されていると思う。川上氏の後を継いで優れた法律探偵が一人でも多く出現することをこの国の未来のために願わざるを得ない。なお、この「法律探偵（商願2007-33249）」というのは実際に特許庁に商標登録したものと聞く。官僚時代の先達で旧経済企画庁次官等を務めた人が退職後、友人の特許庁長官に頼んで「景気探偵」という商標登録をした例に倣って特許庁を説得して法律探偵の商標登録を実現したとのことである。（この小冊子は、図らずも6の新藤氏の論考に対する極めて適切な反論を提供するものでもある。）

もう一つは、司法問題に関する研究で注目される法社会学者 B 氏からのもので、意外にも私のスタイルに肯定的な評価をして下さっており、大変嬉しかった（もっとも、それに過度に甘えてはいけないと自戒してはいるが）。「謙遜されて……〔いる〕が、学術的意義も十分あるものと感じます。杓子定規な従来の法律論文の

枠組からは外れるかもしれませんが、法社会学の目からすれば十二分に学術論文と言えるように思います。」と実に温かい励ましの言葉に満ちていた。

さらに加えて、有り難すぎる評価だが、同時に悲しい知らせを含むお手紙を紹介させていたきたい。C氏は裁判員制度について私とはまさに対蹠的立場にある方だが、私がかねてその人格と学問的業績に多大の敬意を抱いている。その人が図らずも「先生は裁判法の分野では我が国の宝ともいうべき人」と過褒の極みの表現をして下さったのだ。いかに自惚れの強い私でもにわかに信じがたい思いで読んだが、現在「体調が思わしからず、この手紙もやっとの思いで書いております。」とある。手紙も1枚だけの簡単なものである。昨年大手術をされたものの、その後立派な著書を上梓しておられるので、手術は成功しもはや快癒したものと信じていたが、やはり予後が思わしくないのだろうか。「運命はどうして時に『善きこと、正しきこと』に献身する人に過酷なのだろうか。私のような凡愚の俗物には結構平穏な晩年の日々を恵んでくれているのに。」(拙著292頁)これは神戸の少年Aの事件の担当裁判官だった井垣康弘氏に関連して私が抱いた思いだが、いま全く同じことを上記のお手紙に接して痛感するのである。この過褒の極みの表現は私に残りの人生を賭けて裁判法の分野の一老兵としても少し頑張れという氏のメッセージなのだろう。「一隅を照らす者はこれ国の宝なり」という言葉があるが、裁判法という研究者の少ない分野の暗がりの一隅にか細い蠟燭の灯をともしたような私の研究を最大限の針小棒大の表現で飾って下さったのではあるまいかと臆測する。いずれにせよ感謝に堪えない。半呆けの頭を振り絞って蝸牛の歩みの勉強をもう少し進めたいと改めて決意している次第である。

その他多様なご意見、ご批評を頂戴しているが、今後それらを熟読玩味しつつ私見をヨリ深めかつ進めたいと思う。ただ、予想されたこと

だが、死刑存廃論についてはやはり私見と異なる意見の方も少なくないようである。その中で、民事訴訟法学の泰斗のD氏が死刑存置論に賛成で、私見を評価して下さったことはやや意外(?)で、とても嬉しかった。また、私と類似する法曹歴を有する壮年のE氏(裁判官を経て現在は法科大学院教授(民事訴訟法)兼弁護士)が「法は涙である。法は被害者のためにも涙を流す」という拙著中の言葉を引きつつ死刑存置論に特に共感する、と書いて下さったことにも大いに力づけられた。さらに締め切り期限の直前に頂戴したF氏(法学教授 行政法)のお手紙は、「結論として再審請求を無条件で認めつつ、死刑制度を存置するという先生の御立場に共感を覚えました。」と書いて下さっている。(氏は夏休み前に精力的に専門外の法学文献の読破に打ち込んでおられ、拙著もその一つだったようである。)やはり自分の信ずるところは率直に表明しておくべだと痛感する次第である。

(スウェーデンの推理小説(警察小説)の中で死刑問題に言及しているものをここに紹介しておきたい。ヘニング・マンケル、柳沢由美子訳『白い雌ライオン』(2004, 創元推理文庫)の一節である。スウェーデン南部の小さい警察署の捜査警部クルト・ヴァランダーの考えが説明されている。スウェーデン警察の多くの警官がそうであるように、ヴァランダーもまた死刑反対論者ではなかった。……犯罪の種類によっては極刑が科されることに反対はしなかった。ある種の殺人などの行為は、人間の命に対する尊敬が徹底的に欠けている。そのような犯罪者は、自分の命を擁護する権利をその犯罪行為により失つたも同然、とヴァランダーは思うに至っていた。(427頁)全く同感である。本来は注(6)で扱うべきだろう著作をここに取り上げるゆえんである。なお、関連して3の「\*例外的に重要な論考」(本誌173頁以下)の「その1」の参照も乞いたい。)

この項の最後に、G氏からの書信中のご意見

で去就を決しかねていることについて、大方のご高見を承りたくここに書かせていただく。氏は長年にわたって親交を結んでいる弁護士の良友で現在でもクライアントの国際会議にも出席するなど大活躍しておられる人である。とくにその文章は優れたもので、私は氏を法曹界屈指の名文家と評価している。名文家の法曹であるということは氏の思考がすぐれて明晰であることを意味しよう。その氏が自爆テロ犯などへの対応については「裁判なしの射殺＝死刑執行に向かわざるを得ないと思います。日本では犯人を生きて確保する」という旧態依然たる対応を放映（ママ）していますが、狂信者、確信犯を相手に教育刑の効果を説いても無意味というのが小生の感想です。」と述べている。

だが、果たしてそう断言してしまっても良いのだろうか。例えば宗教における深く熱烈な信仰と狂信とは一体どのようにして区別できるのだろうか。ウィリアム・ジェームズの *The Varieties of Religious Experience* 『宗教的経験の諸相』を援用して真の宗教的信仰と宗教的テロリズムの狂信とを区別する見解もあるが、通常人にとって両者の区別は極めて困難である (David Brooks, Religion, s wicked neighbor, *International New York Times*, June 18, 2016, at 9. 参照。なお、同書の邦訳には同名の題名の 栢田啓三郎訳 (岩波文庫, 上下, 1969) その他がある)。G氏は、「今、最大の問題は、治癒できる可能性は極めて低い、実力のある精神科医を大量に養成投入して治療することだと思います。」と結んでいる。この結語にやや救われた気になる。しかし、法律家としてはもう少し明確な見解が打ち出せないものだろうか。私見は迷いに迷っている。

(作家の楊逸氏は「本音のコラム 許す」(東京新聞 2016年7月9日(土)朝刊 29面)で、最近のテロ事件に言及し、その文章の最後で「許したい。だが、人間の心を持ってないテロリストをほんとに許していいのか。」という。これは多くの人々の率直な思いを表現するものだろ

う。)

頃日ザック・エブラヒム・ジェフ・ジャイルズ、佐久間由美子訳『テロリストの息子』(2015, 朝日新聞社)を読んだ。著者ザック・エブラヒムは、知られている限り米国本土で初めて人命を奪った最初のジハーディスト(イスラーム教の聖戦主義者)を父に持ちながら、現在テロリズムに反対する立場をとり、平和と非暴力のメッセージを拡散することに自分の人生を捧げているという。とても難しいことだろうが、そういう素晴らしい人もいることを忘れたくない。ガンジーの「命を捧げてもいいと思う大義はたくさんある。しかし命を奪うための大義はひとつもない」という名言(同書168頁)はテロを撲滅しようとする側にも妥当するのではあるまいか。(東京新聞 2016年5月15日(日)7面の「あの人に迫る ザック・エブラヒム テロリストの息子」, はエブラヒム氏に対するインタビュー記事を載せている(泰融記)。これを読むだけでも有益だと思う。)なお、後掲4のエマニュエル・トッド『シャルリとは誰か? ……』の項も参照。

最後の最後に、犯罪学者坂田仁博士からの書信中の死刑存廃論に関する部分を紹介しておこう(この内容の公表については氏の許可を得ている)。上記DないしF氏の所論などとも関わりがあるからである。

「公権力の暴力的行使による加害を一種の正当防衛あるいは緊急避難として是認してしまうことには、強い反対を言わなければならないと思います。ここには何らかの法的措置を設ける必要があると考えます。(中略)日本の刑法上の犯罪に対する死刑は、実は三審制を通しての司法の場で考え抜かれたものであることは、先生ご指摘の通り、強調すべきことなのです。おそらく一般の日本国民の常識はこのことをわきまえていると私は信じています。死刑の判決を限りなくゼロに近づけることに私は賛成ですが、死刑廃止には反対します。」なお、坂田氏の死刑論については拙著122頁参照。

### 3 頂戴した著書・論文等について

主として私の当面の研究テーマ、問題関心と直接的に関連すると考えるものについて若干の言及を行う。それ以外のものについてはまことに申し訳ないが、目下キッチンと勉強する時間的・肉体的余裕がないので、著作の重要性に関わりなく、単に著作名を挙示する程度にとどめる。また、取り上げる順序も異なる。ご了承を乞いたい。

\* 久保利英明『志は高く目線は低く』  
(2016, 財界研究所)

まず、久保利弁護士の上記著書から始めよう。刊行時現在71歳の氏はエイジライター（氏の造語）と称して自分の年齢と同数の著書（編著、共著を含む）を刊行することを目指しており、同書は氏の71冊目の著書という。弁護士としてヤクザや総会屋を相手に戦いを挑み、刑事事件では特捜検察と激しく切り結び、一人一票訴訟では最高裁判決批判をしつつ衆参5回にわたる違憲状態判決を獲得し、ゴーボレットガバナンスでは厳しく東電や東芝を批判する、という八面六臂の大活躍の中で、この驚異的な数の著作の産出にはまさに驚嘆のほかない。氏はまた、桐蔭横浜大学法科大学院教授等として法曹養成教育にも精力を注いでいる。

氏によれば、こうした活動の原点にあるものは、司法試験に合格した直後に1968年4月から半年にわたって行ったユーラシア・アフリカをめぐるアフリカ解放闘争支援の一人旅だったという。同書はその旅の経験を語った著書である。法曹人・法学生にとって興味の尽きない、そして深い示唆を与える読書体験が得られること請合いである。

私は偶然にもその翌1969年6月、15年間にわたる裁判官生活と決別し同年9月に始まるストックホルム大学の外国人法律家のための一種の大学院コースであるDiploma of Comparative Law/International Lawに入学した。そしてストックホルムに向かうまで約1ヵ月かけてバンコック（タイ）、デリー（インド）、カイロ

（エジプト）、アテネ（ギリシア）、ローマ（イタリア）等で数日間滞在し、とくに若者との交流を心掛けた。実は私が裁判官を辞めた理由の一つには、次の任地は東京で、そしておそらく長期裁判となるはずの学生紛争の刑事裁判を担当させられる可能性が高いと想像していたことがある（私の前任者たちの履歴を見るとほとんど例外なく東京行きだった）。当時学生の反乱は先進諸国における世界的現象であり、その真の理由が分からないのに学生紛争の裁判で自分の法曹人生を空費したくないという思いも潜んでいたのである（神奈川大学法学研究所研究年報26号（2008）14頁参照）。

このストックホルム行きの旅ではいろいろ予想外の経験をしたが、カイロでは現地人の大学生と昵懇になり、宿泊先のホテルで行われた彼の妹のイスラーム教の結婚の披露宴に招待されるという稀有の体験もした。顧みれば、氏よりも1年遅れで40歳近い中年男の私は氏のユーラシア・アフリカ旅行のごく短期間の真似事をしたような気がして、同書に一旦興味を覚えるのである（留学中も費用節約のために貧乏生活に徹し、旅行では頻繁にヒッチハイクを利用し、また野宿もした。これも久保利青年の旅の真似事といえるかも）。

また、氏は同書の中で、「弁護士にとって大事なことは3つの“Y”だといい、私の3Y主義と同じことを語っている（191-192頁）、氏からの別の書信によれば、これは私の教えのパクリで、大宮法科大学院で原著作者は萩原であることを明記して講義をしたのに、これが同大学院でのモットーになってしまったので、そのまま使わせてもらっているとのことである（この書信は同書の内容と密接不可分といえるので、発信者の氏名を明示して差し支えないと考える）。私としては3Y主義が普及すればそれだけで有り難いと思っており、別に気にしていない<sup>3)</sup>。

\* 森村 進編『法思想の潮流』（2016, 法律文化社）

共著者の一人である高橋文彦教授から恵送されたものである。同氏とは互いに「法文化学会」の会員でもあり、長年ご厚誼をいただいている仲である。私の基礎法学に関する家庭教師の一人ともいえるべき人である。なお、編者の森村教授はかつて神奈川大学法学部で同僚としてご一緒したので親近感があり、かつその傑出した業績について多少の知識を有している。同書の内容にほんの少し触れてみる。

例えば、屋敷二郎「中世ゲルマン法と歴史法学」は最新の文献に基づくこのテーマに関する平易・的確な説明で興味深かった。私の専門の一つであるスウェーデン法の研究上も示唆に富む指摘がみられる。

また関良徳准教授は、米国の「批判法学誕生の背景には二つの文脈」があり、その一つはフランスの五月革命（1968年）を嚆矢とする世界規模の学生運動である（同書199頁）という。上述したように、私が裁判官生活を辞した理由の一つはこの学生運動だったといっていよい。自分の人生の重要な変化の決断が意外にも大きな法学界の潮流と関わっていることを知って驚いた。ちょっと嬉しい気もする。

同書を一応通読して青年時代にタイムスリップしたような清新な気分を味わった。同書あるいは同様の文献を味読したり、これらに基づく法学教育を経たりしないまま、司法試験予備試験コースを経て最短距離で司法試験に合格したような優秀な若者が果たして将来優れた法曹として大成できるか、私は自分自身のささやかな経験に徴しても強い疑念を有している。そんなことを改めて考えさせてくれた同書の編著者らに感謝する次第である。

\* 四宮啓「松村良之・木下麻奈子・太田勝造編著『日本人から見た裁判員制度』(勁草書房・2015年)」法社会学82号(2016年)所収

この著書については拙著の中でも取り上げているが、「現時点で望み得る最高水準の法社会学的研究成果を示す労作」であることを紹介するのみで、内容に関する批判的論評を全く回

避してしまっている(280頁)。弁護士にして法科大学院教授である四宮氏はその実務経験および学殖にかんがみ同書の書評者として最適の人といえよう(氏については拙著188頁以下とくに190-191頁を参照)。

\* 三島聡編『裁判員裁判の評議デザイン——市民の知が活きる裁判をめざして』(2015, 日本評論社)

同書は編者を含む10人の共同研究の成果だが、その外部の執筆者として「総括的感想——事実観・認識論との関係で」を書いている石塚章夫弁護士(元裁判官)から恵与されたものである。コミュニケーションや心理学の研究者が中心になった多年にわたる研究の所産で、裁判員裁判を経験した裁判官たちへのグループインタビューも含まれている貴重なものである。同書の重要性を認識しながらも門外漢の私ごときが一知半解の紹介を試みることは差し控えるべきだろう。で、石塚氏の上記論考についてのみ一言するにとどめたい。

氏は、刑事訴訟における伝統的な事実観・認識論すなわち「価値中立的・絶対的存在としての事実の实在性を肯定する立場を「二項対立的事実観」として批判し、これに対置される共同主観的認識論を提唱する豊崎七絵准教授の所説を紹介し、基本的にこれに与する。それを踏まえて、「客観的事実との合致」という正当性確保の方法がないとすると、評議の結論の正当性は評議の外在化と共有を通じて、その信憑性を極大にすることによって確保され、裁判の正当性はこの方法によってしか確保することができない、という。そして消極的実体的真实主義への言及が不可欠であるとし、今後における一層の研究の深化を提言する。(以上、甚だ生硬で簡単すぎる私の説明では分かりにくいだろうが、くわしくは同書346頁以下を参照されたい。)

石塚氏の所論はすこぶる魅力的なパラダイム転換の主張である。すでに裁判官の定年を過ぎた石塚氏が、このような知的営為に挑戦しておられるお姿に深く敬意を表するとともに、その

ひそみに倣って自分ももう少し研究の歩みを進めなければと決意している次第である。

\* 須藤正彦・小林信明・山本和彦編集、高木新二郎『事業再生と民事司法にかけた熱き思い高木新二郎の軌跡』(2016, 商事法務)

同書の冒頭に「推薦のことば」を書いている民訴法学の泰斗新堂幸司氏は高木氏を「倒産の分野および事業再生の分野における『革命家』」と評する。まさに的確な評語だと思う。また、私自身はかつて氏の著書『随想・弁護士任官裁判官』の書評をした当時から氏は法曹界におけるスーパーマンではないかという印象を抱いてきた(この書評は拙著『続・裁判法の考え方』(2000, 判例タイムズ社)所収)。元最高裁判事で倒産法等の分野における最高の研究者の一人でもある須藤氏や民訴法学の第一人者に属する山本教授らが積極的にこの著書の編集を行われたことは、高木氏に対する抜群の高い評価を示す例証にほかならない。

何時だったか、氏が活発に発言している国際的シンポジウムで終始沈黙のままの私は、休憩時間に氏から「萩原さん、人間は死ぬべししゃべれないんだから、今のうちに言いたいことをチャンと言っておかなければダメだよ」と叱咤激励されたことを思い出す。勉強不足、口下手の私はとても氏の真似事はできないが、氏の言葉を少しでも生かすべくこのような論文もどきの文章を書き綴っている次第である。

\* 庭山正一郎「法の支配に向けての弁護士制度の在り方——戦前・戦後の特に司法書士との関係を巡って」『特集・戦後70年——司法制度の改革と法の支配』と題する特集号『法の支配』180号(2016年1月)の論文の中の一編である。

氏はまず、税理士が年金二重課税裁判で本人訴訟の原告を7年間にわたって終始支え、遂に最高裁で国の課税処分を取り消す原告勝訴の判決を獲得させたこと、しかも彼は手弁当覚悟でこの事件に関わったことを紹介し、この事件は弁護士以外に「法の支配実現の当事者が社会に

重層的に存在することを改めて明らかにした」と指摘する(107頁)。そして、「法の支配のための隣接士業との協調体制」について歴史的考察を踏まえて論究する。とくに司法書士とのそれに重点が置かれる。「今後とも、各士業からの権限拡大の動きが止むとは思えない。法の支配を実現する観点からは、弁護士だけで需要をカバーしきれない分野について、こうした士業の参入意欲に対してたんに拒否反応を示すだけでは発展がない。その観点からは、少なくとも個別的な紛争解決上で各士業団体間の公的な協力関係を促進することが重要である。」(117頁)と提言する。これは弁護士の既得権益の擁護などから離れた良心的な提言である。氏が日弁連法務研究財団専務理事という重要な職責を担う人であり、そしてまた法曹界におけるオピニオン・リーダーの一人というべき人であるだけに極めて注目に値するといえよう。

しかし、氏の所論に対する若干の疑問も生じないわけではない。

氏は懲戒権の所在について、「市民の立場から見て」「日弁連も訴訟代理人活動を行う司法書士を準会員にするくらいのことを考えて、懲戒権を掌握すべきであった。司法書士も司法の一員であることを自負するのであれば、日弁連の懐に飛び込むくらいの決断をすべきであろう。」という(117頁)。そして「実質的な訴訟代理人活動について他士業が業務の拡大路線として要求するときには、懲戒権を日弁連が保持するよう社会に強く訴えて賛同を得るべきである。」(117-118頁)と主張する。

たしかに懲戒権の所在の問題は、法的サービスに対する国民の権利の十全な保護、究極的には法の支配の確立のために根本的に重要な問題であり、この点に関する氏の見解の妥当性は疑いを容れない。だが、氏もいわれるように、「縦割り規制行政のもとで各士業の主務官庁は異なっており、各士業の司法や行政に対する姿勢も異なって」いるうえ、「士業間の互いの不信感抜き存在し」ているのである(118

頁)。現実的には現在の在り方の改革は至難というほかあるまい。そもそも司法制度改革ななく法曹人口の大幅な増加はこの国のかたちを変えること、すなわち縦社会から横社会への転換——その一環として縦割り規制行政の廃止を不可分の含む——を目指したものである。

私はかつて次のように論じた。

「現状を是認し、弁護士とこれら準法曹との業務提携を促進することで利用者＝国民のニーズに応えようとする見解は、一見妥当な現実論のようであるが、実は非現実的なのである。なぜならば、現状から生ずる相互間の不和・対立は構造的なものであり、構造自体を変革しない限り根本的に解消するものではないからである。それに法の支配は本来行政権に対するものであることを思えば、現在の準法曹制度の限界——個々の準法曹がどれほど優秀であるか、または人権擁護の使命感を有しているかにかかわらず——はおのずから明らかにはずである。『分割して統治せよ』という言葉もここに想起されてよい。」(拙著『検証Ⅰ』21頁)<sup>4)</sup>。この拙論は庭山氏の上記所論に対しても基本的に妥当するのではあるまいか。なお、関連して後記6末尾の故志賀櫻弁護士に関する記述を参照。

私はかねて司法問題に関する庭山氏の所論から多大の教示と示唆を得ている者だが、本論考での氏の所論は短期的には一応の正当性を有するにせよ、長期的視点からみるとやはり妥当性を欠くといわざるを得ないように愚考するのである。あえて疑問を提示しておきたい。

\* 石井陽一教授の『週刊金曜日』掲載の諸論考

本学外国語学部教授として定年まで奉職され、本学名誉教授である同氏は、知る人ぞ知るラテンアメリカ法研究の第一人者というべき存在である。氏は私とほぼ同年であるが、現在なお『週刊金曜日』にラテンアメリカ事情全般について健筆を振るっておられる。頃日氏から氏の最近における同誌掲載の論考をまとめて恵与さ

れて一読、多大の教示を得た。(この8月に横浜を出港する第92回ピースボートの世界一周クルーズ(私としては6回目の参加、そしておそらく最後のものとなる)で最近米国との国交を回復したキューバの首都ハバナに立ち寄るので、とくにこのご好意は有り難かった。)

氏はすでに同誌の2014年12月5日号(1019号)でウルグアイの大統領選を取り上げ、左派政権の継続が決まったことを報じ、その背景には最近来日して大きな話題を呼んだムヒカ前大統領に対する国民の信頼があるとみられることを指摘している。私は新聞記事に促されて最近、アンドレス・ダンサ／エルネスト・トゥルボビッツ、大橋美穂訳『ホセ・ムヒカ 世界でいちばん貧しい大統領』(2016、角川文庫)を読み、改め石井氏の簡にして要を得た上記論考に感服した次第である。

\* 松本克美教授の諸論考

「法と心理学会第14回大会 ワークショップ 損害賠償請求権と時効・除斥期間問題への法と心理からのアプローチ——訴訟係属中のカネミ油症新認定訴訟を中心に」企画・司会者：松本克美『法と心理』14巻1号(2014)「時効法改革と民法典の現代化」『民主主義法学と研究者の使命——広渡清吾先生古稀記念論文集』(2015、日本評論社)所収「時効法改革案の解釈論的課題——権利行使の現実的期待可能性の配慮の観点から」立命館法学363・364号(2015年5・6号)所収

\* 河崎裕子「訴訟上の和解の法的性質——その効力をめぐる議論を中心に」信州大学法学論集27号(2016)所収

\* 村重慶一「死刑執行雑記」『法曹』744号(2012)所収

新任検事として福岡地検で研修指導を受けた際、福岡拘置所で死刑執行に立ち会った経験を踏まえて、現行絞首刑は限りなく残虐に近いものであり、注射刑をはじめ残虐性の希薄な方法への変更を検討すべきだとする土本武司説に賛成し、理想論としては死刑廃止論が正当である

と考えると述べる(26, 29頁)。

(村重氏の検事任は短期間で、その後裁判官として終始されたが、近着の『法曹』789号(2016年7月号)に、氏の『なぜ国々は戦争をするのか』(読書雑記)」が掲載されている。同名のジョン・G・ストウシガー、等松春夫監訳(上下、2015、図書刊行会)という名著の的確・周到な紹介を行う優れた論考である。私とほぼ同年の村重氏の精神の芽えに脱帽して敬意を表する。同書は4で取り扱ってみたい著作の一つだが、村重氏の論考に教えられて購入したばかりでそれが叶わず残念である。)

\* 川嶋四郎『公共訴訟の法理』(2016、有斐閣)

\* 本佐茂男『司法改革と行政裁判』(2016、日本評論社)

\* 波多野二三彦氏からの葉書

拙著の中では波多野二三彦氏の著書や氏の個人雑誌『琴線』から多くの引用を行っている。(とくに裁判員裁判における審理について―拙著26-27頁など)。当然、拙著を彼にも献呈すべきだが、私はあえてそうしていない。それはかつて少なくとも毎月1回以上あった彼との間の頻繁な文通がここ1-2年完全に途絶えてしまっているからである。文通はいつも彼の主導で、私がそれに応える形でなされていた。したがって、彼の個人雑誌の終刊とほぼ同時に彼からの文通が断絶したのは、彼なりの深い考えがあって人生の晩年を孤独で超俗の生活の中(ヒンドゥー教の林住期、遊行期のような。ちなみに彼は養子で養家は寺、養父は住職だったと聞く)で生きたいと決意したためではないか、と推測したからである。

ところでごく最近、私の所属法律事務所宛てに彼からの葉書(本年4月27日郵便局受付印)が届き、それが私宅に送付されてきた。彼との間ではかねてお互いに郵便の内容も公開自由という取決めなので、そのまま紹介すると、「お元気ですか。私は今、日に日に急速に呆けが進行しつつあり危険な状態です。それで郵便りで

きるうちに簡単にこの葉書を出しておきます。大野さんも親分も亡くなりましたから、親分の名前も今、ちょっと失念してアタマから消えています。お二人はあの世で会えたでしょうか?」というのがペン書きの全文である。大野さんとは大野正男氏(元最高裁判事、第二東京弁護士会(二弁)所属弁護士)、親分とはおそらく原後山治氏(二弁所属弁護士)のことだろうと推察して折り返し返事を出しておいた(私たちの親しい友人・知己の間で「親分」のイメージにふさわしいのは彼しかいない)。葉書が私の自宅宛てでないのは、たぶん私の手紙など全部処分してしまったのではないかと想像される。私よりも数年年長だが、スーパーマン<sup>5)</sup>とも思える傑出した彼もやはり自然の老化の襲来には勝てないのか、と本呆け寸前の私は同病相憐れむに近い複雑な心境である。こんなことを書くべきかどうかかなり迷ったが、今でも彼の動静について尋ねられることが少なくないので、あえてこの葉書を公開する次第である。(婦人公論1447号(2016年5月10日号)に米国在住の詩人伊藤比呂美氏(好著『女の一生』(2014、岩波新参)の著者)が彼女の英国人の夫君(87歳と聞く)の病状について書いている(同「たそがれ・かはたれ<sup>8)</sup> 夫、マジでやばい」)。その彼の凄惨な日常を読むと、私の呆け状態などまだまだ気楽なものかと思わせられる。――間もなく彼が亡くなられたことを知った(ジェフリー・アングルス「往復書簡 伊藤さんへ」東京新聞2016年5月12日(木)夕刊7面)。謹んで哀悼の意を表する。実はその後同誌1450号(同年6月23日号)に死の前後の状況が語られているのだが、ここに言及するに忍びない。)

波多野氏からは続いて5月31日付郵便局受付印のある葉書が今度は自宅宛てに届いた。それによると、今は「花づくり」に専念しているとのこと。彼の持ち味を発揮して散歩しても様々な山野の草花を採取してくるようになり、お花畑は拡がる一方という。慶賀に堪えない。

## \* 例外的に重要な論考

上記の論考とは異なるが、ここで取り上げるのが至当と考えられるものについて言及させていただく。

その1—松澤伸「ヤック・オーグレン Jack Ågren 著『スウェーデン刑法 29 章 5 条における衡平理由 (Billighetsskalen i BrB 29:5)』2013, Jure Förlag, Stockholm」川崎博ら編『理論刑法学の探求⑧』(2015, 成文堂) 所収

私は拙著の中で、量刑については一種の応報的正義の実現としてふさわしい量刑を決するほかないと主張した(36頁等)。そのときは、スウェーデン刑法が「刑罰価値」に基づく均衡原理によっていることについて全く無知であった。このことを知ったのは、松澤教授からごく最近上記論文を恵与されて拝読した結果である。同論文によれば、この均衡原理についてはつとに私の多年にわたるスウェーデン法研究の同志というべき坂田仁博士の論考があるとのことであるが(同書 229 頁注(5)、最近の私は司法制度改革の問題への取組みに熱中しており、それに気がなかった。(その後、坂田氏のご好意により頂戴したこの先行研究「オーグレン著『刑法 29 章 5 条における衡平理由について』を読む」(常磐大学大学院学術論究創刊号)も読んで大いに啓発された。)

松澤氏によれば、均衡原理とは「犯罪に均衡した刑罰を科さなければならないとする原理ということができ……この原理の源流は古くはタリオの思想、近くは応報思想が想起されるが……第二次大戦後に分析倫理学を基礎として展開されるに至ったものであり、正義にかなった刑罰とは犯行に均衡する刑罰である、という思想である。」(同書 226 頁)なお、これに関連してトーマス・エルホルム、松澤伸・木崎峻輔。岡田侑大訳「北欧(ノルディック)諸国における刑罰と量刑」早稲田大学比較法研究所機関誌『比較法学』48 卷 3 号(106 号, 2015)は聴衆からの質問に対して「スウェーデンにおいては、処遇的な観点は裁判官が量刑する段階では取り

外されており、そこにあるのは均衡性と応報的な観点です。」と率直かつ簡明に答えている(同誌 142 頁)。

私の素朴な量刑論は図らずもスウェーデン刑法の量刑原則に近似していると愚考されるので、スウェーデン法研究者でもある私としては嬉しい限りである。ちなみに、松澤氏の論文はこの均衡原理を調整するスウェーデン刑法 29 章 5 条における衡平理由についての詳細な解釈論を展開するものである。

その後、さらに松澤氏から同「スウェーデンにおける刑罰の正当化根拠と量刑論——いわゆる『均衡原理』の基礎」(『罪と罰』51 卷 3 号(通巻 203 号, 2014))の恵送に与った。この論文の最終節(IV)では「我が国への応用可能性」が論じられている。私見では均衡原理はわが国においてもとりわけ裁判員に対する量刑の説明原理としてすこぶる説得力に富むと考えるが、氏も刑法学者にふさわしい慎重・適切な表現でほぼ同様の指摘をしておられる。私ごとき刑法学のアウトサイダーの声援がどれほど役立つかわからないが、今後のわが国の刑罰理論と実務がこの方向に進展して行くことを心から希求する次第である。

ちなみに、米国のピーター・バーゲン教授は、長年にわたる数百件に及ぶテロ事件の検討の結果として、テロ犯人の動機を一義的に確定することは困難だと述べている。Peter Bergen, Why do terrorists commit terrorism?, *International New York Times*, June 16, 2016, at 8. この指摘も、刑事裁判において犯行の動機の解明に努め、それを量刑に反映させることが困難、いやむしろ不可能に近いことを裏付けているといえよう。「刑事裁判に被告人の犯行の真の動機……の解明……ができるかと考えるのは過大に失した期待である(拙著 36 頁)」という私の主張は決してアウトサイダーの妄言ではないのである。

\* その2—座談会「グローバリズムの中の日本司法の課題」『法の支配』181 号(2016 年

4月)

これは論文ではないがそれと同様に貴重な文献資料といえる。座談会出席者5人はおおむね優れた国際法律家と称すべき存在である。座談会の中では司法制度改革の中心課題の一つである法曹養成の在り方や法曹人口の問題を考えるうえで注目に値する発言も少なくない。以下、それに限定して若干の摘記を試みる。

元日弁連事務総長の荒中弁護士は、世界弁護士会事務総長会議における交流から得た所見として、欧米系の事務総長の多くは2030年の世界のマーケット、世界経済の中心はアジアになると考えているといい、日本政府も日弁連もそのころの世界の状況を念頭に置いて政策を考えたり、提言をしたりすることの必要性を示唆する(21頁)。これは司法制度改革における上記問題を考えるうえで極めて重要な指摘である。また、茅野みつる氏(伊藤忠商事執行役員・法務部長、カリフォルニア州弁護士)や川村明弁護士は、(法科)大学院の教授経験を踏まえて学生が司法試験と無関係だが重要な講義を受講しなくなったことを指摘し、大本俊彦氏(京都大学特命教授、工学博士)は弁護士人口の多寡・水準はマーケットが選ぶわけで、どんどん弁護士を生み出せば、そこで良質の弁護士が出て来るだろうと語っている。いずれも傾聴に値する発言である(38-40頁)。

その3 日本スポーツ法学会監修、浦川道太郎ら編著『標準テキスト スポーツ法学(2016, エイデル研究所)』

これは出版社から寄贈されたものである。私は意外に思われるかも知れないが、日本スポーツ法学会の設立発起人の一人であり、長らく同学会の理事を務め、現在はその名誉理事である(私と同学会との関係については『「検証」31, 55頁以下参照)。同書の執筆者の多くは私とその学殖を良く知る人たちだ。この本は題名の通り標準書を標榜する教科書だが、その名に恥じずスポーツ法に関するまさに多種多様なテーマについて優れた専門家たちが分かりやすく的確

な論述を行っている。法律家やスポーツ関係者には是非とも一本を備えることをお勧めしたい好著である。私自身まだ拾い読みしただけだが、それだけでも実に有益な収穫を得た。ご参考までに、目次の編と章だけ以下に転記してみよう。知的食欲をそそられること請合いだと信ずる。

「第1編 スポーツ法学の入り口

第1章 法学の基礎

第2章 スポーツ法学の体系及び法源

第2編 公法とスポーツ

第1章 憲法

第2章 行政法

第3編 刑事法とスポーツ

第4編 民事法とスポーツ

第1章 民法総則, 商法総則

第2章 契約法

第3章 不法行為法

第4章 法人法, 組織法(いわゆるスポーツ固有法を含む)

第5章 知的財産法, 不正競争防止法

第6章 労働法

第7章 独占禁止法

第5編 紛争解決法とスポーツ

第6編 国際法とスポーツ」

しばしばマスコミをにぎわすドーピング、ダフ行為。スポーツ賭博等の問題についてもしかるべき箇所でも適切な論述がなされていることはいうまでもない。

#### 4 それ以外の最近の読書体験から

知的貧乏性とでもいうのか、どうしても多少自分の研究生活と関わりがあるのではないかと思うような読書に関心が向いてしまう。そのようなものの若干を以下に記してみる<sup>6)</sup>。

・\* タミム・アンサーリ, 小沢千重子訳『イスラームから見た「世界史」』(2011, 紀伊國屋書店)

まず挙げるべきは、タミム・アンサーリの上掲書である。これは素晴らしい本だ。700頁に近い大著だが、数日間かけて読了した。帯の惹

句に「歴史への複眼的な視座を獲得するための、もうひとつの『世界史』とあるが、まさしくその通りである。著者は、父がアフガニスタン人、母がフィンランド系アメリカ人の米国の作家だが、実に公平な視座から終始論述を行っている。もっと早く同書を読みたかったと切に思う。この本のことを知ったのは、池上彰・佐藤優『大世界史 現代を生き抜く最強の教科書』（2015、文春新書）の巻末のブックリストからで、急いで購読した次第である。これほどの大著を訳出された訳者、刊行された出版社にも敬意を表したい。日本はやはり世界に冠たる翻訳大国だと痛感する（前記本誌 171 頁のムヒカに関する訳書などもその適例）。いま紙の出版文化の衰退がシリアスな問題になっているようだが、断じてそれを許してはなるまい。そのためにも、貧者の一灯にせよできる限り本は買いまくるつもりである（幸い、まだ多少空間的余裕のある一戸建てのボロ家に一人住まいなので）。

\* エマニュエル・トッド、堀茂樹訳『シャルリとは誰か？ 人種差別と没落する西欧』（2016、文春新書）

2015年1月の「シャルリ・エブド」襲撃事件を受けてフランス各地で「私はシャルリ」デモが行われた。同書の著者はこのフランス社会の大勢に与することに消極的であり、フランスは集団ヒステリーの発作に襲われたのだという。著者は「外国語版の読者へ」と題する冒頭部において「本書は、『崩壊しつつあるカトリズムーゾンビ・カトリズム』をイスラム恐怖症へ、そして崩壊しつつあるイスラムを反ユダヤ主義へと導いていく地獄のようなメカニズムを分解して見せます。」(12頁)と述べる。そして結論部では「われわれはイデオロギーよりもむしろ時間の働きに期待して、緊張の緩和と平和的な人間関係の到来を待つべきだ。」「折り合いをつけるという選択は、対決が失敗するしかない局面で成功する可能性を持っている。実のところ、折り合いをつけるという選択は、その成功の確率がどんなレベルであっても受け入れ

ることができる。なぜなら、対決が失敗に終わる確率は100%であるから。」(圏点原文, 291頁)と主張する。一神教的宗教に十分な素養を有しない私には同書の論述を的確に理解できたという自信はないが、この結論にはほぼ賛意を表したいと思う。

なお、著者が「きまじめ精神」の危険性を強調しているのは拙著における「後ろめたさの大切さ」(212, 283-284頁)と近似している面があると愚考するので以下に引いておこう。「事がレイシズム〔人種主義〕に関するとなると、きまじめ精神の有る無しは重要な社会学的ファクターである。というのも、何かレイシズム〔人種主義〕を危険にするものがあるとすれば、それはまさにきまじめ精神だからだ。きまじめ精神が働くからこそ、アメリカの白人の100家族が、彼らの住む通りに一家族か二家族の黒人が住みついたとたんに大挙して余所へ引っ越すなどということが起きる。あるいは、第一次世界大戦の真最中、戦争遂行能力で手いっぱいのはずのドイツ人たちがわざわざ時間を費やし、ユダヤ人たちが軍事義務を果たしているかどうかをチェックしたのだ。云々」(296頁)(脱稿間際に届いた『UP』525号(2016年7号)に森千香子「パリ襲撃事件のもう一つの恐怖——『無関係の関係者』としてのムスリムの立場」が収められている。氏は、アルジェリア出身、フランスで生まれフランス国籍を有し博士課程まで進学し、現在はパリ大学の人事課で管理職として働きながら、白人フランス人の医師と暮らす友人女性からの手紙を紹介しつつ「集団懲罰」について論ずる。そして米国における第二次世界大戦中における日系人収容についても言及しつつ、自己責任論に支配される現代社会において集団懲罰を容認するダブル・スタンダードが強化されているのは、「空爆をする欧米の国家」と「その国民」とをひとくくりにして、攻撃を展開するテロリストと全く同様の論理だと難ずる。そして社会経済格差を是正し、差別を撤廃する政策がなければ治安をいくら強化し

ても根本的な解決には至らないと思われる、と結論する。その通りではあるまいか。)

\* 丁海玉『法廷通訳人 裁判所で日本語と韓国語のあいだを行き来する』(2015, 港の人)

この素晴らしい本の中には裁判員裁判における法廷通訳の問題を扱った論考「初めての裁判員裁判」も収められている。恥ずかしながら私は法廷通訳の問題が裁判員裁判における重大課題であることをこの論考から教えられるまで気付かなかった。

裁判員裁判に関わりなく法廷通訳の問題はグローバル化の中で益々重要かつ解決困難な司法運営上の問題になる。日韓両国の言語には若干の類似性があるし、また通訳を必要とする被告人が日本語にかなり堪能である場合も少なくない。しかし、実はそれが法廷通訳上の特有の難しさを惹起することがありうる。私はこのことをかつての裁判官経験を通じて知らされたが、この厄介な問題について同書の論述は詳細で説得力がある(37頁以下「私、通訳いりません」)。次の丸山氏の著書とともに法廷通訳の問題を考えるための必読書といえよう。

\* 丸山正樹『デフ・ヴォイス。法廷の手話通訳士』(2015, 文春文庫)

これは小説だが、巻末に詳細な参考文献を挙示しており、ろう者や手話を理解するための好個の案内書でもある。エッセイスト三宮麻由子氏の解説も「この作品は全編を通じて哲学的な問題を内包しており、ミステリーでありながら考えるヒント満載の人生論でもあるのだ。」という(ちなみに氏は全盲の視覚障害当事者である)。その通りだと思う。

\* 関川清『裁判官・非常識な判決48選』(2016, 幻冬舎新書)

題名からは非常識な判決ばかりを集めた本のような印象を受けるが、かなり多くの判決はそうではない(このことは「はじめに」からも分かる)。著者はまだ30歳代後半の少壮弁護士だが、全体を通じておおむねバランスのとれた妥当な論述で感心した。判決に加えて裁判官の言

動にも正当と思われる批判を行う反面、その多忙さにも配慮を示している。裁判員制度については、裁判員裁判の判決の量刑が上級審で覆されるのを問題視していることがとくに注目される。量刑相場に囚われない自由な市民感覚を取り入れるために裁判員制度は始まったのに、過去の量刑相場と違い過ぎることだけを理由にその判決を破棄することは許されないだろうと論ずる。これは私見と同旨の見解であり全面的に賛成したい。(拙著40, 196-197, 271-275頁参照)。

\* イアン・マキューアン, 村松潔訳『未成年』(2015, 新潮社)

英国の高等法院の女性裁判官が主人公ということなので、英国司法の内情の理解を深める一助になるかと思って購読した。私は無知だったが、著者は英国を代表する小説家とのこと。本書の中では宗教的理由から輸血を拒む白血病患者の少年(成年まで数カ月足りない)のケースについて、病院が輸血を含む医学的に適切だとみなす通常の治療を行うため緊急に裁判所の許可を求める事件が扱われる。少年およびその両親は病院の申立てに異議を唱えているのだ。しかし彼女は「私の判断では、彼の生命は彼の尊厳よりも価値がある」として少年およびその両親の要望を却下する。しかしその後、少年は18歳の成年に達した後、白血病が再発し、輸血を拒否して死亡するに至った。

残念ながら、私はこの信仰と医療をめぐる困難な問題についての的確な論議をする能力を有しないので、ここでは英国の一高級裁判官の職務と生活の実態について多少知り得たということしか記すことができない。

\* シーン・マリー・ラスカス, 田口俊樹訳『コンカッション』(2016, 小学館文庫)

アメリカン・フットボールの元スター選手のコンカッション(脳震盪)に関する画期的・衝撃的なノンフィクションである。私が多年日本スポーツ法学会と深い関係を有することは前述した。で、ラスカスの本についても興味を惹か

れ、刊行後直ちに購読した次第である。「ともかくにも読んで興味の尽きない面白傑作ノンフィクション」という「訳者あとがき」の言葉の通りである。とりわけスポーツ法関係者にとっては必読書ともいえよう。(かねてイスラーム教のテロ組織に関心を有する私としては、ナイジェリアの「ボコ・ハラム」に関する簡単ながら有用な情報も得られた(406-407頁)ことは予想外の副産物だった。)

\* ジョイス・キャロル・オーツ、栃木玲子訳『邪眼 うまくいかない愛をめぐる四つの中編』(2016, 河出書房新社)

著者はノーベル文学賞受賞の呼び声が年々高まっている米国の高名な女性作家という。法律家の立場に偏した読み方かも知れぬが、収められた四つの中編のうち後半の「処刑」と「平床トレーラー」がすこぶる興味深かった。

前者は大学生の不良息子が斧で父を殺害し、母に瀕死の重傷を負わせた事件を扱う。意識喪失直前に息子こそ真犯人だと語った母が、意識回復後の陪審裁判においてそれを完全に否定したことが最大の理由で、有能な刑事弁護士の活躍もあって息子は無罪評決を獲得する。母が供述を翻した理由は不明だが、その後は母と子が連れ立って日曜日の礼拝に教会へ赴いたりするのがお馴染みの光景としてみられたことを描く作品の終末部からは名状しがたい複雑な読後感を覚える。

後者は祖父から幼少時に性的悪戯を受けた若い女性の話である。その後の彼女は無意識的に頑強な性交拒否・恐怖症(?)に苛まれてきたが、この性的悪戯を初めて告白した恋人とともに、祖父を祖母の眠る墓地(墓参の折りにそこでも悪戯が行われた)に呼び出し、恋人による祖父に対する致命的な暴力行為を容認したあげく、ホテルで完全な性交に成功したという話が語られる。

カトリック教会の神父による幼少年に対する性的乱行などがよく問題になるが、被害者の受けたPTSD、(外傷後ストレス障害)の深刻・

重大さは第三者の想像を絶するものがあると考えられる。とりわけ法・裁判に関わる者はこのことを銘記しなければなるまい。

\* 角田光代『坂の途中の家』(2016, 朝日新聞出版)

裁判員裁判を取り扱うこの本はむしろ最初に取り上げるべきだったともいえる。たまたま読んだのがこの項の著作の中では最後に近いものだったゆえにこの位置に置くに過ぎない。

ヒロインは乳幼児殺人事件の被告人と年齢が近く、幼児を有する補充裁判員である。帯の惹句に「社会を震撼させた乳幼児の虐待死亡事件と〈家族〉であることの光と闇に迫る心理サスペンス」「最愛の娘を殺した母親は、私かもしれない。」とあるように、同書は裁判員裁判の描写——とくに補充裁判員の仕事について——もすこぶる有益だが、「心理サスペンス」の面が強い訴求力を有する。

子育てに苦悩するヒロインが被告人に自分を重ね合わせ、被告人のことを「たった10日間かかわった、私ではない女。いや、違う、もうひとりの私。自分で自分の人生をコントロールし損なった私。母親として生き抜くことができなかった私。」とまで表現することに、男の読者の私も一知半解のまま名状しがたい共感を覚える。このような本になると女性作家でなければ到底書くことが不可能なのではあるまいか。当初は裁判員裁判を扱う(おそらく)初めての長編小説ということだけで興味を惹かれて購入した本だったのに、子育てと家族という私自身が全く未体験の人生の難問について、図らずも85歳にして改めて真剣な考察を迫られる貴重な機会を与えられたことに感謝したい。なお、後掲注(1)の終末部の余談も参照。

\* ピーター・シンガー、関美和訳『あなたが世界のためにできるたったひとつのこと〈効率的な利他主義〉のすすめ』(2015, NHK一出版)

この6月(2016年)の某日、区の地区センター図書室の新刊書のコーナーにあるのを拾い

読みしてその内容の重要性に気付き、あわてて購入した本である。著者は「最も影響力のある現代の哲学者」(ザ・ニュー・ Yorker誌)と称され、「世界の最も影響力のある100人」(タイム誌)の一人に選ばれている応用倫理学者である。そして同書は平易な表現のうちに高度の倫理的問題を論じており多大の教示と示唆に富む「かねて有名な設例として「トロッコのジレンマ」の項目(105頁以下)参照)。

実は、私はこれまで何度も自筆証書遺言を書き変えてきたが、近日中に最終的な公正証書遺言を作成する予定である。家族が無く兄弟姉妹以外に相続人のいない身なので、ささやかな遺産の大部分は国内外の組織・団体に寄付するつもりだ。もっと早く同書を読んでいれば良かったかと思うが、わが遺言の内容が基本的には同書の与える助言の路線から乖離するものでないことを知って安堵しているような次第である。

\* 前述した『テロリストの息子』、『ホセ・ムヒカ 世界でいちばん貧しい大統領』や前述(本誌166, 171頁)した後掲注(1)掲記の諸作品も実はほとんど拙著の校了後に読んだものであるが、すでに言及しているので改めて再言することは略する。

## 5 小畑清剛『障害者の生——法・福祉・差別の人間存在学』(2016, 萌書房)について

同書の著者小畑教授については、『検証Ⅱ』294頁以降で言及しているが、先日氏からその最近著である上掲書を恵与された。A5版で350頁を超える素晴らしい内容の力作である。半呆けの頭を振り絞って一応読了し、多大の教示と示唆を与えられた。門外漢の私ごときに同書を的確に紹介する能力があるとはとても思えないが、法律家・法学生や裁判員(候補者)にとって極めて有益な著作と信ずるので、同書の理解に資すると考えられるその目次(章レベルのもの)と献呈本の同書に添付された「尊敬する皆様へ」と題する肉筆の文章(やや長文だが省略が困難)を以下に掲載させていただくこと

で内容の紹介に代えたいと思う。ちなみに、脳天気な健常者として半生を過ごしてきた私も85歳に達した今は、一人二役の老老介護に苦勞する一種の後天的身障者である。それだけに自身重複障害者の著者の言わんとするところがある程度まで“体解”できるような気がするのである。

まず目次は以下の通りである。

はじめに

第1章 フーコー／イリイチ／ゴフマン

第2章 《切断》——人間と人間を切り離す

第3章 《無化》——人間の存在を無くす

第4章 ゴフマン／フーコー

第5章 《内閉》——聖なる〈内面〉に閉じ籠もる

第6章 《弛緩》——思考の緊張が緩む

第7章 《比喩》障害者を「愚かなもの」の喩えとする

付論

むすび

注

\* 大江健三郎への奇型の手紙  
——「あとがき」にかえて

謝辞

「尊敬する皆様へ」の全文は以下の通りである。

このたび拙著『障害者の生』が完成しましたので、一部お送りいたしました。このような突如の非礼、何とぞ、おゆるし下さい。

私、小幡(小畑)清剛は、一応、法哲学徒のつもりでおります。ただ、大学院、助手時代に学説が真正面から対立した指導教官のひとりから、学会参加・発表の禁止を厳しく命じられてしまいました。また、姫路独協大学への就職の際も、「法哲学を教えない」という条件を課せられました。その他、様々なハラスメントを受

け、私自身が法哲学を研究することが精神的に少しずつ苦しくなり、その結果研究対象を法哲学→法社会学→法人間学→人間存在学と変化させてまいりました。本書はまさにその人間存在学の作品と行うことができると思います。

昨年亡くなった母も、私自身も重複障害者です。その意味で、本書には、良かれ悪しかれ、私自身の経験も反映していることと存じます。そのため、私自身の、「実存」を賭けたと言えば大げさになりますが、私なりに頑張っただけでおります。内容は貧しいものですが、ご一読下さり、厳しいご批判など賜れば、幸甚に存じます。上記のような事情で、現在、大学や学会とは縁が切れてしまっております私に、勇気を与えて下さいますよう、何とぞよろしくごお願い申し上げます。

私の目・手・足の障害の悪化、八年前からの老父の寝たきり（四年前に死去）、父の亡くなった直後に母に次々とガンが見つかったこと等々の悪条件が重なり、この八年間は一人息子で独身である私が、父母の介護、看病・病院通い、みとりとすべてひとりで行なわなければならなくなりました。その間、実質的に収入はゼロとなってしまいました。障害のある私でも通える近くの大学への転職のチャンスも何度かあったのですが、その指導教官がきわめてアンフェアな裏工作を行ない、妨害し続けました。ひとりの人間を社会的に抹殺することは、とても残酷なことだと思います。そのような事情ですので、本書を執筆するために必要な文献も、その多くをBOOK-OFFの108円均一、200円均一等の古本をあさって集めるという、実に恥ずかしく且つ情ない状態に陥ってしまいました。図書館も、研究室も、研究費も何もない状態での執筆でしたので、「必読文献に目が通されていない」というお叱りの声が聞こえてきそうですが、この事情を是非お汲み取り下さり、お許しただければ幸いです。

人間存在学は、確かにえたいの知れない、ヌエ的な学問領域です。このような著作を刊行す

ることは、出版社にとっても、著者にとつても、リスクの大変に高いものとなります。萌書房の白石社長は、私との友情から、採算を度外視して、本書の刊行を決断して下さいました。また、収入ゼロの私も、出版にどうしてもかかる必要経費の負担をかえりみず、本書の刊行を希望しました。そのような私の判断は「愚かなこと」と思われるかもしれませんが。その「愚かなこと」を私が敢えて行なったのは、ひとえに、障害者として苦勞した母の「生きた証し」を残してやることのできるのは、息子である私しかいないと考えたからでした。なぜなら、例えば大江健三郎氏のように、「先天性障害者」＝「奇型」に対するとんでもない差別的な想像力を自慢げに記して、堂々と「奇型という弱者への偏見・差別」を助長している知識人が現実存在していることに、私が耐えられなかったからです。大江氏は、母の人間としての尊厳を平気で傷つけています。大江氏以外にも、いわゆる「進歩的文化人」や「良心的知識人」と目されている人も含めて、「障害者の〈生〉」は不当に貶められているのです。私が、本書をどうしても出版したいと考えたのは、そのような不当な現状を皆様に問いかけ、障害者をめぐる環境を少しでも良い方向に進めたいと願ったからであります。本書は確かに、えたいの知れない、ヌエ的な著作です。ただ、本書によって既存の障害学の弱点と言うべき人間存在の分析が多少なりとも深められているならば、これにまさる喜びはありません。おそらく、今、本書を手にして下さっている先生のご専攻と、本書の内容は、ピッタリと合致することは期待できないと思います。それでも、もし、良心的な出版社を応援する意味でも、また「障害者の〈生〉」をめぐる人間存在学を発展させるためにも、先生がご奉職なさっている大学・研究所・施設などの図書館に一部ご購入いただければ、これほどうれしいごとはございません<sup>7)</sup>。また、厳しく批判的なもので結構でございますので、是非、本書についてのご書評<sup>8)</sup>など賜われますならば、家

族なし・定職なし・収入なしの宍「三無生活」を余儀なくされている私にとって、生きる力を与えていただけることとなります。私自身、現在、身体はガタガタ、経済状態はスカスカというところですが、皆様から勇気づけていただくと、もう少し頑張る研究が続けられると思います。勝手なお願いですが、何とぞよろしく願います。

不順な天候が続きますが、くれぐれもお体を大切に、ご自愛下さいませ。

京都市 xxxx 小畑清剛

〔小幡は亡父が望んだペンネームです〕

\* 父母の介護等で私の手の障害が悪化したこと（特に冬はペンもなかなかうまく走らせられません）や、父・母と相ついで亡くなったこともあり、ここ数年は年賀状も書くことができませんでした。年賀状をいただきながら、ご返事できなかった方に、この場を借りて、おわび申し上げます。 (2016年3月記)<sup>9)</sup>

## 6 行政学者の法科大学院論——新藤宗幸「揺らぐ法科大学院、責任はどこに？」『UP』523号 (2016年5号)

最後に、『検証Ⅰ』のテーマである法科大学院・法曹養成に関する論考を一つ取り上げて紹介・検討しておきたい。それが上記表題の新藤論文である。

法科大学院設置をめぐる論議の過程について、私は山本七平氏の『空気の研究』を援用し、「いま法科大学院に関する大学（人）の言動を目撃して山本説の正しさが例証されていることを痛感せざるを得ない。日本的知性の限界を思い知らされた気がする。この問題と真剣に対決することなしには、司法制度改革は結局この国に豊かな結実をもたらさないのではないかという不吉な予感さえ覚える。」と書いた。（『検証Ⅰ』13頁）

新藤論文は大学法学部の教員としてその渦中にいた体験に基づき実態を生々しく語っている。「法科大学院の開設を議題とする法学部教授会

は、毎回異様な雰囲気だった。学部長は、ここで法科大学院の設置に乗り遅れたら、法学部の存立にかかわると熱弁を振るった。実定法のスタッフもまた、つぎつぎと学部長の発言に同調していった。」(25-26頁)云々。また氏は、法科大学院が学生にとって過大な費用負担を要求することになることやそれに関連する問題点についても論及しているが、この点もまた私がつとに指摘したところである。（『検証Ⅰ』14頁）

このようなわけで、私は同論文の最後の項目『「行政の失敗」の責任を問う』以外の部分については氏の見解におおむね強く同意する、しかし、氏が「法科大学院なる制度は、近年における『行政の失敗』のひとつの典型ではないだろうか。」(28頁)とする立場から「いま、明らかに求められているのは、法曹養成のあたらしいシステムを文科省のみならず、政府、法曹界、学界が、真摯に構想し設計することである。」(29頁)という結論については到底賛同することができない。

法科大学院・法曹養成に関する論議はすでに出尽くしているといってよい。大切なことは、法科大学院発足当時の初志に立ち返って3,000人説の実現に努めることである。法科大学院制度はこの国のかたちを縦社会から横社会に変える潜勢力を有している。そしてこれ以外にこの国のかたちを変える方策は私の知る限り存在しないのである。

「法曹資格を有する者の転職の現実的可能性が、次第に縦社会のこの国を横社会に変えて行く。……その変化は緩慢にあるいは急激に生ずるだろうから、軽々な予測を許さないけれど、遅くとも1世代30年を経たこの国は現在の縦社会から横社会に実質的に転換していることだろう。法科大学院の廃止や縮小を主張する論者はこの理を悟るべきである。」（『検証Ⅰ』9頁）賢明な新藤氏にはぜひこの理を悟って欲しいと切望せざるを得ない。

また氏は、「そもそも司法制度改革審議会の『最終意見書』は法曹増員の必要性は語ったも

の、司法界のどの分野に増員を必要とするのかをしめすものではなかった。……日本の司法界でもっとも増員を要するのは裁判官であるといっただけでよい。これについてはいずれ論じることにする。」(同頁)という。失礼ながらこれは全くピンボケの論である。縦社会をそのまま維持したままのキャリア裁判官システムを自明の前提とした議論としか思えない。ここを読んだだけでも氏が司法制度改革の基本中の基本について無理解であることを暴露している。私は氏の裁判員制度批判について「行政学者の氏に刑事司法の改革に関する問題の所在が的確に把握できていないのは当然かも知れない。」(『検証Ⅱ』80頁注(54))と評したが、司法制度改革の問題は行政学プロパーの知見ないし行政学的アプローチだけでは生産的な寄与を果たし得ないのである。決して司法関係者、法専門家以外の人々の司法制度改革の論議への参加を排斥しようとするような独善的態度をとるつもりはない。当然ながら国家権力＝三権の一つである司法の制度改革の論議は全ての国民が等しく発言権を有するテーマである。行政学者の氏が司法の問題をギチンと学んだうえで、行政学の立場から司法制度改革に寄与して下さるならばとても有り難いことだ。しかし、これまでの氏の司法制度改革に関する発言からはどうもそうした思考がほとんど感じられない—私の偏見か？—このままでは、氏の発言は単なる雑音に終わってしまいかねないと思う。

氏はその著書『司法官僚 裁判所の権力者たち』(2009, 岩波新書)の「あとがき」でいう。「行政学は行政官僚機構に研究の焦点をあてている」が、「司法官僚機構さらにいえば国会官僚機構におよんでいない。」この行政学研究への『自省の念』が同書執筆の動機でもあった。」と。行政学は官僚機構研究を焦点(の一つ)とする学問のようである。しかし、司法制度改革は官僚機構を超えてこの国のかたちを変える現実的可能性を秘めているのである。官僚機構はその国のかたちと不可分の連動している。縦

社会のこの国を横社会に変えることなしには官僚機構の抜本的改革は結局不可能なのである。このことを自覚したうえで法科大学院、法曹養成制度改革への提言でなければそれはやはり非生産的な雑音と評するほかない。

(東京新聞2016年1月27日(水)朝刊5面「私説 論説室から 彼の遺志を生かさねば」(久原稔記)は、志賀櫻弁護士の経歴・業績とその早すぎる死(享年66)について語る注目すべき記事である。志賀氏は東大法学部在学中に司法試験と国家公務員上級職試験に合格し、大蔵・財務官僚として各種の要職を歴任したうえで、司法修習(58期)を経て弁護士(第一東京弁護士会)となり、「民間税調」の牽引車の存在などとして活躍してこられた人である。志賀氏はまさに縦社会を横社会に変える動きの優れた例証そしてバイオニアと称すべき存在といえよう。なお、前記(本誌170頁)庭山論文に対する言及も参照。)

## 7 おわりに

以上、実に雑多なことを書き散らしたようだが、司法制度改革とりわけ『検証・司法制度改革Ⅱ』で扱ったテーマとの関連からは多かれ少なかれ離脱しないよう努めたつもりである。＝「残響『検証・司法制度改革Ⅱ』」というこの雑考の題名はあながち羊頭狗肉ではないと信じ、本稿を読者の手に委ねる次第である。

余談に満ちたこの雑考の終わりにふさわしく、少し余談を書かせていただく。今の私は車椅子利用の一步手前という有様である。三本脚で歩くペースは幼稚園児にも劣り、まるで「人間カタツムリ」のようなものである。私は在宅の日の夕食は二十数年来行き付けの家族的レストランで摂るのを例としている。(実は店主の女性が老齢のため1年ほど前から閉店しているのだが、私だけ例外的に一種の顧客なのである。現在の食事は二世帯同居の長女が担当しているが、母と同様に野菜中心の美味な料理を提供してくれる。私はここの食事で生き長らえてきている

ようなものである。)自宅とその店までの距離は1キロ半程度かと思うが、緩やかながら坂道が多く、中間辺に俗称「タヌキの森」という小さな樹林があり、とくにそこを越えるのは難儀である。現在ではこの距離を歩くのに実に約1時間もかかるのだが、なるべく歩いて行くようにしている。帰りは先方の車で送ってもらう。家を出る時は人間カタツムリの足で果たして到着できるか不安に思いながらも辛抱して歩き続けると1時間後には無事辿り着ける。知的な仕事も同じで、たといカタツムリの歩みでも続けていればいつかは必ず目的を達成できると信じている。それは体験的確信とでもいうべきものになりつつある。この雑考はおおむね年初以来半年ほどの人間カタツムリの知的歩みの報告書である。

(ゴミの山のような本の集積の中から1冊が顔をのぞかせている。手にとって見ると美達大和『人生を変える読書 無期懲役囚の心を揺さぶった42冊』(2015, 廣済堂新書)である。彼は2件の殺人事件により無期懲役囚としてすでに20年以上服役している。強固な死刑賛成論者の彼は贖罪の一つとして社会に出ないと決めて仮釈放の対象にならない処遇を選んだのである。(彼については拙著135, 237-238頁等参照), 同書は無類の読書好きの彼が若い人向けに書いた本。社会人時代にサラリーマンや金融業等の経営者として多彩・豊富なビジネス活動の経験を有するその経歴を反映して、同書には経済的側面等についても有用な内容が盛り込まれている。この雑考の余談を同書の紹介で結ぶことにしたい。なお、ブログの「無期懲役囚 美達大和のブックレビュー」も面白く有益である。)

稿を終えて読み返してみると、冗長な部分が目につくうえに、図らずも私自身の生活内容の恥曝しな露呈というべき箇所も少なくない。が、前者は高齢ゆえの止むを得ざる精神の弛緩でご海容を乞うほかなく、後者は凡人にとって生きることが所詮恥を曝しながら暮らすことでもあ

るから、そんな記述も年少の読者のためには一種の反面教師的役割を果たし得るかも知れない、と弁解させていただく。

## 注

- 1) 辛口の批評で知られる齋藤美奈子氏は「エッセイの執筆ってというのは、想像以上に過酷なジャンル」(後掲の『米原万里ベストエッセイII』の解説(228頁)だという。

ところで、最近では女性のエッセイに優れたものが多いようである。別格の最高峰というべき先駆者は没後10年を記念して『米原万里ベストエッセイI』、『同II』(いずれも2016, 角川文庫)が刊行されている米原万里氏だと思うが、あまりにも高名な彼女のごことはここではひとまず措くとして(上記齋藤解説は是非とも参照)。私はとりわけ酒井順子氏の一連の作品が好きである。例えば、『儒教と負け犬』(2012, 講談社文庫), 『紫式部の欲望』(2014, 集英社文庫)など(前者には社会学者の上野千鶴子氏, 後者には作家の三浦しおん氏の解説があり有益である)。

素人の印象批評に過ぎないが、文芸一般について最近では女性の作品に傑出したものが多いのではあるまいか。私の狭い読書体験からほんの一例を挙げて、篠田節子『聖域』(1999, 講談社文庫), 『ゴサインタン 神の座』(2002, 文春文庫), 『弥勒』(2001, 講談社文庫)など、いずれも重厚長大の傑作に圧倒された記憶が鮮烈である(私が読んだのはつい最近の話)。彼女は大学卒業後八王子市役所に勤務しながら30歳代に入ってから朝日カルチャーセンター小説執筆講座や講談社フェーマススクール・エンターテインメント小説教室(この山村正夫教室では宮部みゆき氏と同窓生とのこと)で学び、35歳で第3回小説すばる新人賞を獲得、その後退職して作家業に専念という経歴の持主である。どちらかといえば遅咲きの作家であろう。しかしその後の作家活動はまさに驚嘆に値する。人間の才能の不可思議さを思わざるを得ない。ちなみに、動物行動学者日高敏隆博士との共著、日高敏隆/篠田節子『往復エッセー 人間について』(2014, 産経新聞社)における彼女のエッセイも出色のものである。この注記では最初から半呆け老人の悪い癖でつい余談をしてしまった。ご海容を乞いたい。

とお詫びしながらも、もう少し余談を続けさせていただく。最近の私はどうも男よりも女性のほうが一般論として偉いのではないかという思いに囚われている。これは85歳まで独り暮らしを続け、男女・夫婦の有り様を比較的公平に観察してきた(つもりの)者の結論だ。もちろん私のような立場の者は男女・夫婦間の機微にわたることまでは知り得ないだろうから観察が表面的に終わっている、という負の面があることも自覚しなければなるまいと思うが、このような女性の男に対する優位性の最大の根拠は、女性は人生において結婚や出産(そしてそれに伴う母親としての育児)という全人格的で不可逆的な決断を迫られるのに対して、

男はそういうことがなく観念的に人生の問題を決められるので、結局「とっちゃん坊や」的に脳天気な人生を過ごすことができるためではないか、と考えている。もちろんこれはまさに私自身のことでもある。この想念が私の独断・偏見か、それともある程度まで一般性・客観性を有するものかどうかは読者のご判断に委ねたい。

しかし、女性のほうが男よりも偉いということを男たちは本能的に理解しており、周到に男優位の社会を構築しているのではないかも疑われるのである。例えば、NHKの『クローズアップ現代』で23年間キャスターを続け、本年(2016年)3月に降板した国谷裕子氏は、『クローズアップ現代』に突然の終止符を打って(婦人公論1447号(2016年5月10日号))の中で職場における女性の窮境について語り、「働く女性たちは、なぜこんなに悔しい思いをしなければならないのでしょうか。」と書いている(60頁)。

私はテレビをほとんど見ないのだが、彼女のこの番組は大好きで、ほとんど欠かさずに視聴してきた。そしてしばしば、この抜群の女性キャスターの有能さに嗟嘆の声を発した者である。その彼女にこんな嘆きを抱かせる男社会の問題点を反省せざるを得ない。

こう考えてくると、この余談も法ないし裁判の問題を考えるときにあながち無益とは思えない。くどくどと書きつらねたゆえんである。(この箇所を書き上げた後、彼女が「放送人グランプリ2016」(放送人の会主催)および第53回ギャラクシー賞特別賞(放送批評懇談会主催)を受賞されたことを知り、わがことのように嬉しかった。)

(この注記を書きながら、夏目鏡子述、松岡謙筆録『漱石の思い出』(1994、文春文庫)を思い出している。同書によれば、漱石の妻である彼女は夫の「強度の神経衰弱」が惹起する激しいDVや幼児虐待に堪え抜いて妻としての務めを全うしたことが知られる(彼の上記病状は精神医学上の興味深い研究対象になっているようである)。漱石の幼児虐待の一端については夏目伸六『父・夏目漱石』(2016、文春文庫)がそれを裏書きしている。著者は父に対してその生前も死後もほとんど愛情らしい感情を抱いていないという。そして、まだ小学校に上がらない頃、理由も分からずに父の一撃を受けて路上に倒れ、「下駄ばきのままで踏む、蹴る、頭といわず足といわず、手に持ったステッキを滅茶苦茶に振り回して、……全身へ打ちおろす。」(15頁)といった暴行を受けたことを記している。漱石が日本の誇る代表的大文豪であることは自明の事実として、その人生をしっかりと支えた妻の存在の大きさもわれわれは正当に評価する必要がある。しかるに、彼女については逆にかねて悪妻の名が高いのである(『漱石の思い出』の半藤末利子氏の「解説」(460-461頁)、『父・夏目漱石』298-299頁、半藤一利氏の「解説」(332頁)など参照。)

なお、上掲(本誌179頁)のピーター・シンガー『あなたが世界のためにできるたったひとつのこと』の第15章(最終章)「人類の滅亡を防ぐ」は、「絶滅リスクを下げながら、今でもすぐに見返りが期待できる活動は、女性の教育と自立支援です。というのも、女性は基本的に男性より攻撃的

でないからです。国内や海外の事案に対する女性の発言力を高めれば、核戦争のリスクも減るでしょう。女性を教育すると、子供の数が減り、子供たちはより健康になることが証明されています。そうなれば、世界人口が持続可能なレベルで安定する可能性も高まります。」(222頁)と結ばれている。実は今読んだばかりなのだが、この注記の最後に加えておきたい。(橘玲『言ってはいけない残酷すぎる真実』(2016、新潮新書)は、男が女性に比べて圧倒的に凶暴である事実を統計的に明示している(74頁。))

1-1) 航空宇宙工学者の加藤寛一郎博士は(かねて私は40歳を過ぎれば若者と局地戦(論文書き)で争っても勝負にならないと考えていた。」「私は老いて業績を示すには若い連中の経験が乏しい分野で戦うべきだと考えた。私は50歳のころから教科書や一般向けの本を書き始め」た(同「新聞から学んだこと」東京新聞2016年7月5日(火)朝刊27面)と書いている。理系と文系とでは程度の差こそあれ、この見解は一般論として文系の研究者についてもほぼ妥当と思う。なお、80歳を過ぎた氏(1935年生まれ)は37歳から空手を続けており、67歳から11年間はほぼ毎日ボクシング・ジムにも通ったという。氏には到底及びもつかないが、いささか空手その他の古武道をかじった経験のある私としては、氏に畏敬と讃嘆の念を覚えざるを得ない。

2) 佐野洋子『死ぬ気満々』(2013、光文社文庫)の中の著者と平井達夫医師との対談における平井氏の発言に「55歳以上では個人差がすごく大きくなってきます。生活習慣により状態がいい人は元気だけど、悪い人はどんどん悪くなる。」とある(117頁)。だとすれば、80歳代の個人差はまさに極端に大きくなるのではあるまいか。

ちなみに、1923年生まれで90歳をとうに過ぎた知の巨匠といわれる外山滋比古氏は、今でも毎日早朝の地下鉄に乗って都心まで行き、皇居のまわりの周回道路を散歩するという(同『乱読のセレンドィビティ』(2016、扶桑社)202頁)。氏よりもずっと若い私は本文の「おわりに」で書いたように、車椅子使用前の人間カタツムリのようなもので、歩くペースは幼稚園児にも劣る有様である。彼我の間にはまさに天地雲泥の差があるといえよう。しかし、ごく最近の精密検査の結果でも私の身体には持病(気管支拡張症)は別にしてとくに異常は見当たらず、掛り付けの医師は、85歳の人間としては立派ものだと言ってくれた。まあ「一病息災」の典型か。わが天運の有り難さにひたすら感謝である。外山氏のケースは稀有の例で羨む必要なぞ全くないと思考している。

3) 司法研修所の民事裁判教官の某氏から3Y主義に関する拙稿(『在野精神とは何か』あるいは法曹の資質に関する一管見)拙著『裁判法の考え方』(1994、信山社)所収)をコピーしてクラスの修習生全員に配布することの承認を求められ、喜んでOKしたこともあった。

4) 引用文に引き続いて、行政書士と司法書士との争いが頂点に達した福島事件の事例を紹介した。この事件では最終的に最高裁で被告人=行政書士に対する有罪判決が下された。なお、この引用文は司法制度改革審議会意見書が出る前に発表した

ものである。

- 5) 私はひそかに前述した久保利氏や高木氏とともに波多野氏を弁護士界のスーパーマンではないかと思ってきた(法曹界, 法学界には私なぞ足元にも及ばぬ傑出した方々が他に少なくないが)。ちなみに, 二弁のとくに仲裁センター関係者の間では「3奇人3H」という噂が流れていたようだが, これは原後山治, 波多野二三彦両氏に加えてなんどこの私=萩原を指すのだという。しかし, 私を入れたのは単なる数字・言葉合わせのためだろう。たしかに両氏は「大」奇人の名にふさわしいが, 私ごとき平々凡々たる人間が奇人だったら, 弁護士界は奇人で溢れてしまうのではないか(自分のことは自分では良く分らないから, 多少は変わり者なのだろうと思うが)。
- 6) スウェーデンの推理小説には世界的なベストセラーになったものが少なくない。最近のもの邦訳を挙げて, ステイグ・ラーソン, ヘレンホルム美穂ら訳『ミレニアム』の三部作(いずれもハヤカワ・ミステリー文庫), ヘニング・マンケル, 柳沢由美孝訳『殺人者の顔』(創元推理文庫), 前掲(本誌165頁)『白い雌ライオン』などがある。また, 新人の作品であるエメリー・シェップ, ヘレンホルム美穂訳『Ker(ケール) 死神の刻印』(2015, 集英社文庫)も早晩国際的な注目を浴びるのではないかと予感する。
- 最後のエメリー・シェップの作品の「訳者あとがき」によれば, 同書は著者のデビュー作で当初は自費出版で刊行されたが, たちまち話題を呼び同書の続編も刊行されており, 「世界的な北欧ミステリーブームに湧くスウェーデンのミステリー界でも異色のサクセスストーリーである。」(563頁)という。また, ここで訳者が「スウェーデンでのミステリーは, 娯楽であると同時に, 現実社会について貴重な知見を与えてくれるもの, という地位も獲得した」(557頁)と述べていることが注目ししよう
- 7) 著者のお勧めに応ずる貧者の一灯として, 同書を3部購入し, 1部は「神奈川大学図書館」, 1部は「東京弁護士会・第二東京弁護士会合同図書館」に寄贈させてもらった(もう1部は敬愛する某良友への贈り物とした)。
- 8) 私には書評をする能力など全くないが, 『神奈川大学評論』あたりでしかるべき適格者に書評をしていただければ有り難いと思う。その資格は十分にある著作だと確信する。なお書評をして下さる方には書評用に僭越ながら1本を購入・寄贈させていただくつもりである。
- 9) 憲法学者の故奥平康弘氏は小畑氏の良き理解者であったとのこと(同書2, 361頁等参照)。奥平氏はその晩年の数年間神奈川大学短期大学部の特任教授職にあった関係で私もかなり親交を有していた。また, 小畑氏が京大大学院時代に指導を受けた法社会学の棚瀬孝雄教授は私の敬愛する年来の知己であって, 最近の私への書信の中で小畑氏のことをすこぶ高く評価していた。
- この機会に棚瀬氏のことに少し語ってみたい。彼は多くの優れた学問的業績を産出した法社会学者であるが, 法学部在学中に司法試験に合格しており, 現在では弁護士として大活躍をしている。基礎法学者から弁護士実務に転じて成功

を収めた人は少なくとも日本では他に例を見ないと思う。彼の恩師の川島武宜博士は東大の定年後は弁護士をしていたが, それは大学時代の教え子たちにガードされたものだったようである。私の司法修習同期の原後山治弁護士は「弁護士としての川島先生の助言者は, 理論面が大野正男(元最高裁判事), 実際面はオレだ」とよく語っていた。これはおそらく本当の話だろう。私は工事紛争審査会の特別委員をかなり長い間務め, また先生を柱にした弁護士中心の研究会にも参加していた(研究合宿で一緒に民家に泊まったこともある)。

仄聞するところによると, 棚瀬氏は川島先生の後を継いで東大法学部の法社会学の教員になるはずの人だったが, 何らかの事情で東大から離れ, 他大学を経て京大法学部の教授として学学生を送ったという話である。いずれにせよ, 弁護士としての彼は恩師をはるかに凌駕する存在になったというべきだろう。彼は人柄も素晴らしく私の大好きな法学者, 法実務家の一人である。

## 附記 その1

執筆を一応終えた今(2016年6月)もなお震度5度弱の地震があり, 今後ともこのような大地震が起こり得ると予測されている熊本地震のことが念頭を離れず, 名状しがたい思いに駆られる。でも, 車椅子一步手前の身体半呆け老人の私は何のお役に立つこともできない。8月18日横浜港出発予定のピースボート第92回世界一周クルーズへの参加は自粛して見合わせるべきかとも考えたが, すでに旅行費用全額の支払いを了しており, 一市民の消費活動もささやかながら回り回って被災地を含むこの国全体の経済の運行を支えているのだから, これを中止しても意味があるとも思えない。私にできるのは, サポート会員をしているピースボート災害ボランティアセンターを通じて貧者の一灯の些少な寄付をさせてもらうことぐらいかと思ひ定め, そうした次第である。

謹んでこの地震に関連して亡くなられた方々のご冥福をお祈りし, 様々な苦難に耐えて生活しておられる被害者の方々にとって事態が速やかに少しでも改善されることを切にお祈り申し上げる。

## 附記 その2

この附記は明るいニュースである。最近, 図

らずもスウェーデン法に関心を有する人とお会いする機会が二つ持てた。一つは年来のスウェーデン法研究の同志である坂田仁博士、デンマーク法研究のパイオニアで、近時スウェーデン法に深い関心を注いでいる刑法学者松澤伸教授との集いで、もう一つは現在スウェーデンの Lund 大学法学部に在学中のヨハンソン絵美氏が帰国されたので1年ぶりに再会したことである。どちらも私の行き付けの横浜ベイシェラトンホテル8階の日本料理店「木の花」で懐石料理を賞味しながら、歓談することができた。私や坂田氏よりもずっと若い松澤氏、さらにもっと若い絵美氏などによってスウェーデン法研究の分野はますます豊饒になることが期待される。嬉しい限りである。

絵美氏についてはもう少し書き足しておこう。彼女は早稲田大学国際教養学部出身。すべて英語で授業を行い、学生の3分の1は海外からの留学生というこの学部で育ったことが大きな原因だろうが、スウェーデン語の表現力も抜群である。最近の Lund 大学学生新聞に2篇の寄稿をしており、その1篇は、憲法9条（および広島・長崎の原爆被害体験）との関連において違憲の疑いが強い昨年の自衛隊法等の改正を実現した日本政府と与党の言動を批判的に考察したものである。2015: 70 ÅR EFTER ATOMBOMBEN, VÅCKS ORO FÖR JAPANS DEMOKRATI OCH-R ÄTTTS ÄKERHET Dissidenten, Nummer 4, 2015, Jurisdiska Föreningen i Lund, s 18-19.

(2016年7月中旬了)

『検証Ⅱ』の誤記訂正について

『検証Ⅱ』には、気付いた限りで二つの誤記が存在する。謹んでお詫びして訂正させていただく。

一つは、197, 271頁で「最高裁（第三小法廷）」と表示したが、これは誤りで「最高裁（第一小法廷）」が正しい。実はこの誤記に気付いたのは元最高裁判事で日本法律家協会会長の

金築誠志氏からのお礼状の中のご指摘による。氏はこの判決における構成員の一人なので、本当に申し訳ない次第である。記して氏にお詫びと感謝の意を表す。

もう一つ、303頁の『スウェーデン法律用語辞典』について」のうち268頁の項の「正」の *inkusion* は誤りで *inclusion* が正しい。視力と注意力の低下による単純ミスを恥じる。